

男鹿市条例第 9 号

男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例  
男鹿市立学校設置条例（平成 1 7 年男鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                    |                   | 改正前                    |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 別表第 1 （第 2 条関係）<br>小学校 |                   | 別表第 1 （第 2 条関係）<br>小学校 |                   |
| 名称                     | 位置                | 名称                     | 位置                |
| 船川第一小学校                | 男鹿市船川港船川字漆畑36番地 1 | 船川第一小学校                | 男鹿市船川港船川字漆畑36番地 1 |
| 脇本第一小学校                | 男鹿市脇本脇本字上野 1 番地 1 | 脇本第一小学校                | 男鹿市脇本脇本字上野 1 番地 1 |
| 船越小学校                  | 男鹿市船越字本町 7 番地     | 船越小学校                  | 男鹿市船越字本町 7 番地     |
| 美里小学校                  | 男鹿市鶴木字松木沢境90番地    | 北陽小学校                  | 男鹿市北浦北浦表町字表町19番地  |
|                        |                   | 払戸小学校                  | 男鹿市払戸字渡部97番地      |
|                        |                   | 美里小学校                  | 男鹿市鶴木字松木沢境90番地    |
| 備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。  |                   |                        |                   |

附 則  
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。